

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】厚生労働省「確定拠出年金制度の運用改善等に関する
有識者懇談会（第1回）」の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2026年4月23日、「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（第1回）」を開催しました。

■厚生労働省 HP 確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（第1回）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72397.html

開催の趣旨は以下のとおり示されております。

【開催要綱】（厚生労働省 HP 参考資料2より）

令和7年6月20日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第74号）が公布され、本年4月から企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出による制限の撤廃、12月からは個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限の引上げ、さらに、同法の公布から5年以内に企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省における情報の集約・公表が行われる。加えて、本年12月からは企業型・個人型確定拠出年金の両方の拠出限度額の引上げが行われる予定である。

確定拠出年金制度においては、更なる効率化・簡素化等が指摘をされているところ、今回の制度改正の着実な施行に取り組みつつ、今後も私的年金制度の更なる普及・促進を図るため、制度の運用改善等に関する議論を引き続き進めていく必要がある。

こうした背景のもと、年金局長の招集により、関連分野の有識者で構成する懇談会を開催する。

事務局から資料の説明が行われた後、構成員との意見交換が行われました。

1、確定拠出年金制度の概況、制度見直し等について（厚生労働省 HP 資料1）

(1) 企業年金・個人年金制度の概況

年金制度の仕組み、制度の変遷、等

(2) 制度改正など

これまでの DC 制度改正、見える化、拠出限度額の拡充、等

(3) 今後の議論

○事前のヒアリング等における主な意見

(2025 年 12 月～2026 年 1 月にかけて、主な運営管理機関・RK 等へヒアリングを実施（対面、オンライン等）した際の意見等をもとに事務局で取りまとめたもの)

○今回の懇談会における議論について

・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(2025 年 6 月 13 日閣議決定) 等の政府決定文書等において、資産運用立国の施策を推進させ、国民の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、NISA と併せて、確定拠出年金制度（企業型 DC、iDeCo）の更なる推進が求められている。このため、これまでの企業年金・個人年金部会での議論や制度改正の経緯を振り返りつつ、確定拠出年金制度の一層の普及・促進に向けた観点から、本懇談会において、運用改善等に向けた議論を行いたい。

<DC への指摘例>

- ・制度・手続きの簡素化
- ・関係機関間での事務の連携の簡素化・効率化
- ・さらなるオンライン化

<制度の現状>

- ・拠出限度額管理の仕組みは、公平・中立の観点や、加入者の負担軽減の観点等から、現行の事務の仕組みとなっている。
- ・一方で、DC の更なる普及・促進に向けては、関係機関間での連携の効率化、加入者手続きの効率化など、運用改善に向けた取組をさらに進めていく

必要がある。

<今後の議論>

- ・オンライン化や情報連携等に関する関係機関・加入者の利便性向上の観点、DC制度の更なる普及推進に向けた運用改善等について、関係者のヒアリングを実施し、現状や課題を把握した上で、短期的な課題や中長期的な課題を整理しつつ、議論を深めていきたい。

2、確定拠出年金制度の普及推進等について（厚生労働省 HP 資料2）

- ・確定拠出年金制度の普及推進に向けて
- ・企業向け普及推進策について
- ・iDeCo 普及促進策（限度額引上げ等を起点に）

3、構成員からの意見（一部抜粋）

- ・見える化の目的について「制度運営の改善」とあるが、制度の位置付けは企業ごとに異なり、現在の開示項目をどう使うのかイメージがわからない部分がある。開示項目をどう使うかのあるべき姿の明示が必要ではないか。マスコミ等により数字だけがランキング化されるような使われ方をされると、企業の負担となってしまう。
- ・e-iDeCo は良い仕組み。iDeCo は手続きが面倒と思われている面があるので、ぜひアピールしてもらいたい。
- ・商品除外手続きの際、除外商品の所有者を事業主に共有できるようにしてほしい。事業主が除外商品の所有者の情報を持っていないことにより、加入者の運用商品見直しに弊害が出ているので改善してほしい。
- ・R Kの制約により商品除外に時間がかかる。実務プロセスを見直してスピード感をもって対応できるようにしていただきたい。
- ・商品本数の上限について。本数が多いほうが良い、上限は不要であるといった声もあるが、必要性を検討するにあたっては、加入者の商品選択の実態について可能な範囲でお示しいただきたい。商品が多いということはモニタリングの負担も重い。また、ごく一部の商品に選択が集中しているのではないかとといったことも想像できる。
- ・商品本数は、多すぎるとかえって選択できなくなるため、限定して選びやすくする方が資産形成が進みやすいと思う。
- ・移換について、必ず現金化されることも課題と思う。転職する時にマーケットを見て転職をするわけではない。DCを続けやすくする仕組みがあると良い。
- ・転職の増加により、資産移換が増えている。DBからの移換は手続方法が関係機関ご

とに異なり負荷が大きいと聞いている。統一的なフォーマット等を整備する余地がある。

- ・ポータブルについては、中退共からの移換も緩和してほしいとの声があるので、検討事項として加えてほしい。
- ・選択制 DC の掛金は事業主掛金ではあるが実質的には本人負担であり、実態を把握する必要があると思う。

最後に、事務局より以下のとおり連絡がありました。

- ・本日の懇談会で頂いたご意見を踏まえ、厚労省で課題の整理を進めていく。
- ・次回、第 2 回の日時、議題の詳細について、追って連絡とする。主な議題としては、関係団体へのヒアリングを実施する予定。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202604-170-0041-D